

令和6年度 第1回松川町地域公共交通対策協議会 次第

日時：令和6年5月28日（火）午前10：00～

場所：松川町役場 協議会室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

(1) 令和5年度事業及び決算報告について

(2) 令和6年度事業計画及び予算(案)について

(3) 生活交通確保維持改善計画(案)について

地域の公共交通の確保や維持、改善を行うために、都道府県や市区町村、交通事業者等からなる協議会が、地域の生活交通の実情やニーズを的確に把握しつつ、議論を経て策定する地域の特性や実情に応じた最適な移動手段の提供などを行うための計画

(4) 監査委員の選出について

_____委員 _____委員

4. 閉会

松川町地域公共交通対策協議会名簿

【敬称略・順不同】

所属団体等	役 職	氏 名	備 考
松川町	町 長	北沢 秀公	会 長
松川町社会福祉協議会	会 長	水野 一昭	副会 長
伊那バス株式会社	代表取締役	藤澤 洋二	
丸茂自動車有限会社	代表取締役	片桐 実	
大島地区代表(区長会長)	上新井区長	田村 健一	R6.4～
上片桐地区代表	上片桐区長	大澤 勲	
生田地区代表	福与区長	福澤 友安	R6.4～
松川町商工会	会 長	細田 勉	R6.5～
松川町女性団体連絡協議会	理 事	松下 文子	
松川町福祉を考える会	会 長	原 節子	
国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画 専門官	山岸 康範	
長野県南信州地域振興局	局 長	岩下 秀樹	R6.4～
長野県飯田建設事務所	所 長	唐澤 則夫	
飯田警察署	署 長	笠原 敏克	
松川町建設水道リニア対策課	課 長	中村 昌彦	
松川町保健福祉課	課 長	塩倉 智文	
伊那バス労働組合	自動車対策部長	鈴木 正満	
松川町教育委員会	教育長	溝上 正弘	

事務局

松川町副町長	黒澤 哲郎	幹事長
松川町まちづくり政策課長	松尾 天	事務局長
松川町まちづくり政策課企画調整係	大橋 良平	事務局員
松川町まちづくり政策課企画調整係	元木 ともみ	事務局員

令和5年度事業及び決算報告について

1. コミュニティバス運行路線

	系 統 名	運行本数（運行日）	運行事業者
定時路線	M 3 部奈線	1 日 10 本（平日運行※11/1～3/31の間と夏休み期間は8本）	伊那バス(株)
	M 6 上片桐・大島通学便	1 日 5 本（平日運行※11/1～3/31の間と夏休み期間は4本）	
	M 7 生田線	1 日 10 本（平日運行※11/1～3/31の間と夏休み期間は8本）	
区域運行	チョイソコまつかわ （デマンド交通）	予約状況による（平日運行）	丸茂自動車(有) 伊那バス(株)

2. 利用状況（単位：人）

系 統 名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R4-R5 増減
定時路線（M3 部奈線）	8,258	7,002	6,909	▲93
定時路線（M6 上片桐大島通学便）	8,893	7,839	9,173	+1,334
定時路線（M7 生田線）	8,281	7,849	8,832	+983
区域運行（チョイソコ）	—	—	4,894	+4,894
定時路線（廃止4線）	6,338	7,188	—	▲7,188
合計	31,770	29,878	29,808	▲70

3. 主な事業

(1) 路線動向

実施時期	内容
令和5年3月	【M2 上片桐循環・M4～M5 生田循環・M8 大島循環・生田デマンドタクシー】 令和5年3月31日を以って運行終了。
令和5年4月	【チョイソコまつかわ】 上記の運行終了系統に代わり、町内全域でフルデマンド区域運行開始。
令和5年5月	【M7 生田線・チョイソコまつかわ】 福与辻停留所のトイレ撤去。
令和5年6月	【M7 生田線】 県道工事により下小松川橋～馬坂間で上峠行迂回運行。(6/22～12/6)
令和5年8月	【チョイソコまつかわ】 チョイソコ回数券の取扱開始。(普通回数旅客運賃5,000円11枚綴り)
令和5年12月	【チョイソコまつかわ】 国交省の免許返納対策効果実証にエントリー。 (支援事業としてチョイソコ回数券22枚分を交付・～2月29日)

(2) 利用促進策の取り組み状況

項目	内容	時期	実績
わかりやすい公共交通の利用案内	後期高齢者説明会、学校保護者説明会等でバスやチョイソコマつかわ利用を周知する。	随時	後期高齢者説明会 12 回 学校保護者説明会 1 回 その他
【チョイソコ利用促進策①】 会員登録の拡大に向けた PR	駅やワクチン接種会場で加入キャンペーンを実施する。(ポケットティッシュやうちわの配布)	R5. 6 ～7	町内 JR 両駅 (7/13, 20) あらい祇園祭 (7/15) 健診会場 (7/18-20, 10/26) 松川町文化祭 (10/27-29)
【チョイソコ利用促進策②】 「チョイソコ通信」の発行	会員向けに公共交通を利用したお出かけ情報を発信する。	随時	チョイソコ×清流苑 (R5. 6) チョイソコ×総合健診 (R5. 7) チョイソコ×ワクチン接種 (R5. 8) チョイソコ×清流苑Ⅱ (R5. 11)
【チョイソコ利用促進策③】 清流苑との連携企画の実施	清流苑利用者向けに期間限定の復路無料乗車券を配布する。(1 会員 1 期 4 枚綴り程度を想定)	R5. 7 R6. 2	R5. 7 配布分→65 回乗車 R6. 2 配布分→21 回乗車
【チョイソコ利用促進策④】 運賃決済手段の拡大	新たに「チョイソコ回数券」を追加する。まずは紙媒体のものを作成する。(現金のやり取りが煩わしいという意見を反映) 将来的には電子決済も視野に研究を進める。	R5. 7	R5. 8 発売開始 ※ R5 販売実績 124 組 620, 000 円 (車内・窓口合計)

(3) その他事業

◎ 高齢者の免許返納の促進に向けた地方公共団体による対策の効果実証調査

- ・ 65 歳以上の免許返納者等を対象にチョイソコ回数券 2 組 22 枚を交付するもの。
- ・ R5. 12～R6. 2 末までの調査期間中に 170 人から申請を受付。

◎ チョイソコマつかわ住民向け説明会

- ・ ひまわり荘(12/6, 20) ・ コミュカフエ(12/8) ・ こまの会(12/9) ・ 桐の会 (12/12)
- ・ 出張デイサービス(12/13)

◎ 地域公共交通コーディネーター養成講座を活用した人材育成

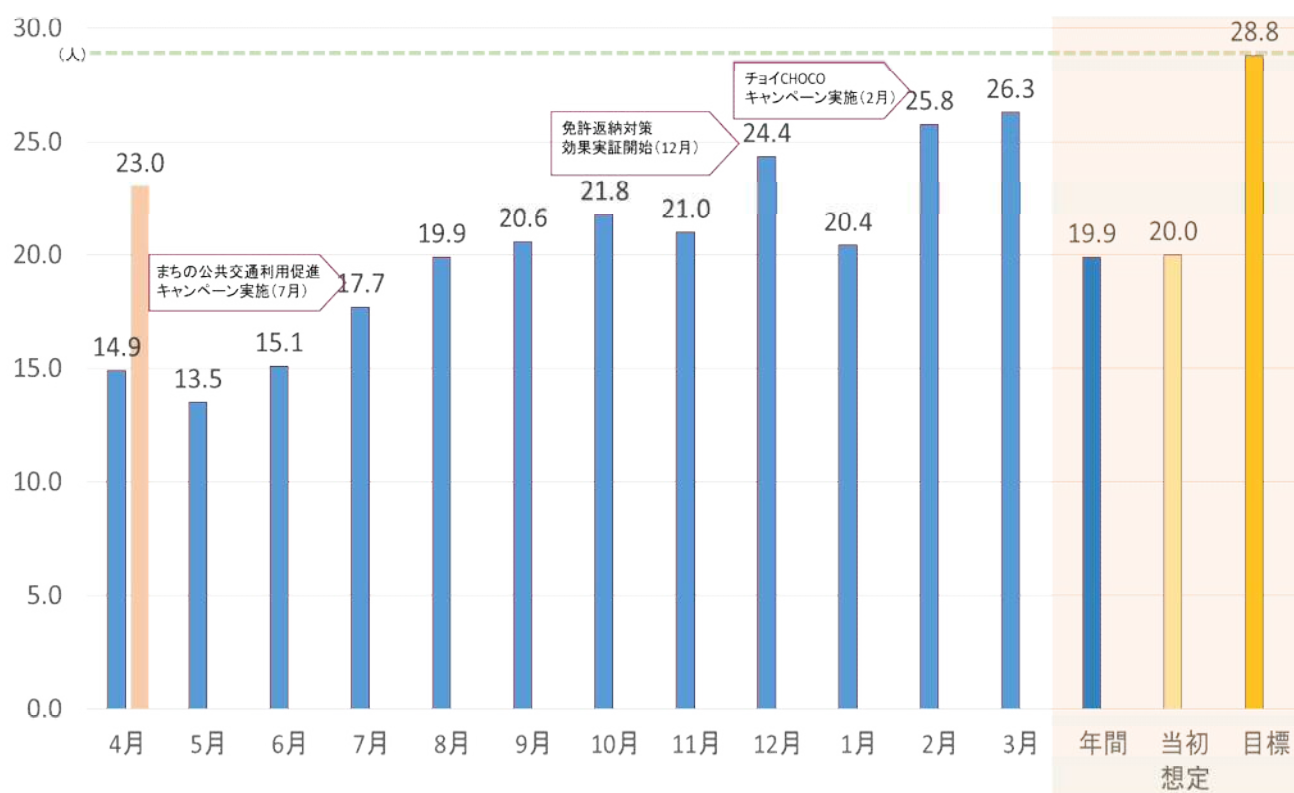
- ・ 国土交通省と名古屋大学の講座に事務局員 2 名を派遣し合格。(受講者 430 人/合格者 128 人)
- ・ 12 回に及ぶ講義やフィールドスタディで得た知識スキルを今年度以降の事業に活用していく。

◎ チョイ CHOCO キャンペーン

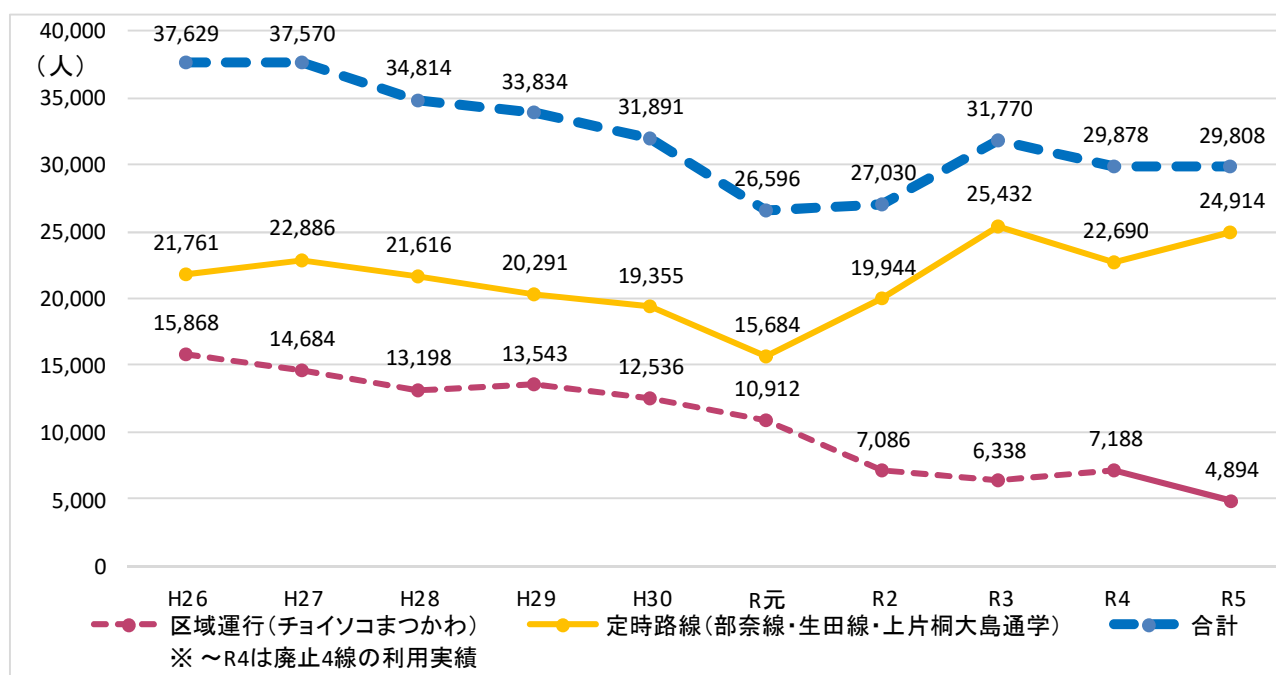
- ・ 若年層へのアプローチを主眼にバレンタインデーと掛け合わせて実施 (2/14)
- ・ 通学時間帯に伊那大島駅と上片桐駅でオリジナルチョコを配りながらチョイソコ PR。
- ・ 福与保育園、大島保育園と連携し、新入学児童 1 日体験入学への往復にチョイソコを活用。

(4) 利用状況の図示

◎ チョイソコまつかわ 1 営業日あたり利用客数の月次推移（運行開始 1 年目の実績）



◎ 定時路線と区域運行の別で見た利用客数の年次推移



定時路線 … 通学通勤の利用がメインとなる時間帯（朝夕）に運行

区域運行（チョイソコ） … 通院や買物等のおでかけ利用がメインとなる時間帯（日中）に運行

令和5年度 松川町地域公共交通対策協議会 決算書

歳入合計	77,109,625 円
歳出合計	77,109,625 円
差引残額	0 円

1 歳入

(単位:円)

款	項	目	節	予算額	決算額	比較増減	説明
1負担金				71,523,000	76,370,782	4,847,782	
	1負担金			71,523,000	76,370,782	4,847,782	
		1負担金		71,523,000	76,370,782	4,847,782	
			1負担金	71,523,000	76,370,782	4,847,782	町負担金
2繰越金				0	0	0	
	1繰越金			0	0	0	
		1繰越金		0	0	0	
			1繰越金	0	0	0	前年度繰越金
3諸収入				0	738,843	738,843	
	1諸収入			0	738,843	738,843	
		1雑入		0	738,843	738,843	
			1雑入	0	738,843	738,843	回数券収入、預金利息、各種補助金
歳入合計				71,523,000	77,109,625	5,586,625	

2 歳出

(単位:円)

款	項	目	節	予算額	決算額	比較増減	説明
1運営費				220,000	68,769	△ 151,231	
	1会議費			150,000	52,500	△ 97,500	
		1会議費		150,000	52,500	△ 97,500	
			1報酬	150,000	52,500	△ 97,500	監査会・協議会委員報酬
	2事務費			70,000	16,269	△ 53,731	
		1事務費		70,000	16,269	△ 53,731	
			11需用費	50,000	1,364	△ 48,636	協議会スタンプ印
			12役務費	20,000	14,905	△ 5,095	振込手数料
2事業費				71,303,000	77,040,856	5,737,856	
	1事業費			71,303,000	77,040,856	5,737,856	
		1事業費		71,303,000	77,040,856	5,737,856	
			8旅費	52,000	35,004	△ 16,996	公共交通セミナー旅費等
			11需用費	576,000	6,144,774	5,568,774	福与停留所トイレ撤去・チョイソコ新車両購入
			12役務費	148,000	140,851	△ 7,149	自動車税・コールセンター電話料
			13委託料	70,527,000	70,720,227	193,227	運行委託料
3予備費				0	0	0	
	1予備費			0	0	0	
		1予備費		0	0	0	
			1予備費	0	0	0	
歳出合計				71,523,000	77,109,625	5,586,625	

監査報告

令和5年度決算書の各事業について監査の結果、その内容が適正であることを認めます。

令和6年5月16日

監査委員

小澤文人

監査委員

松下重幸

■ 令和 6 年度事業計画及び予算（案）について

◆ 事業計画（案）

1. 基本方針

松川町の「安心して安全な住みよい暮らしづくり」の実現に寄与する地域公共交通サービスを提供する。

- (1) 子どもたちが安全かつ便利に通学通園できる環境を整え、子育て世代に役立つ公共交通を確立していく。
- (2) マイカーを持たない高齢者が気兼ね無く買い物や通院等の外出できるよう、おでかけ支援策を実施する。
- (3) デマンド交通「チョイソコまつかわ」が、町民の日常生活に便利な乗り物として浸透するよう、利用促進と運行改善に引き続き注力する。

2. 運行路線及び運行事業者

系 統 名		運行本数（運行日）	運行事業者
定時路線	M3 部奈線	1 日 10 本（平日運行※11/1～3/31 の間と夏休み期間は 8 本）	伊那バス(株)
	M6 上片桐・大島通学便	1 日 5 本（平日運行※11/1～3/31 の間と夏休み期間は 4 本）	
	M7 生田線	1 日 10 本（平日運行※11/1～3/31 の間と夏休み期間は 8 本）	
区域運行	チョイソコまつかわ （デマンド交通）	町内全域を非固定ダイヤで運行 （平日運行 8:00～16:30）	丸茂自動車(有) 伊那バス(株)

※平日運行＝土日祝日・年末年始（12/28～1/3）・**お盆（8/13～15）**は運休。

3. 運賃

系統名	運賃
M3 部奈線 M6 上片桐・大島通学便 M7 生田線	○大人：200 円 ○小人：100 円（小学生・中学生・高校生） ○無料乗車できる者 ・未就学児 ・無料通学定期券を所持している小中学生 ・次のいずれかに該当する、本人及び生活扶助に利用する介護人 ①身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者 ②要支援及び要介護認定を受けた者 ・65 歳以上の高齢者 ・障がい者福祉施設に通所する者
チョイソコまつかわ	○大人：500 円 ○小人：250 円（小学生・中学生・高校生） ← 【NEW】 ○未就学児：無料 ← 【NEW】 ※乗車するには会員登録が必要 【会員条件】以下の①～③の条件を満たす者 ①町内に居住する小学生以上の者 ②本人または保護者・介助者の補助により予約ができる者 ③本人または保護者・介助者の補助により乗降ができる者

4. 定期券・回数券

系統名	運賃
M3 部奈線 M6 上片桐・大島通学便 M7 生田線	○高校生回数券 ※伊那バス(株)松川営業所で販売 1ヶ月(1,000円)・3ヶ月(3,000円)・6ヶ月(6,000円) ○小中学生通学定期券 ※松川町役場まちづくり政策課で取扱 12ヶ月(無料) ○回数券 ※役場まちづくり政策課およびバス車内で販売 200円券11枚綴り(2,000円)・100円券11枚綴り(1,000円)
チョイソコまつかわ	○回数券 ※役場まちづくり政策課およびチョイソコ車内で販売 500円券11枚綴り(5,000円) 250円券11枚綴り(2,500円) ←【NEW】

5. 時刻表・路線図(別添参照)

6. 取組事業

項目	内容	時期
チョイソコ子ども運賃導入 【基本方針(1)・(3)関連】	上記「3. 運賃」、「4. 定期券・回数券」のとおり。	R6.4～
小中高生や子育て世代の利用促進に繋がるPR強化 【基本方針(1)・(3)関連】	① チョイソコ通信 SCHOOL 版の発行 ② 保育園のおでかけ行事等でのチョイソコ活用 ③ 定時路線で対応できない新たなニーズの発掘 ④ 小学校新入学生保護者説明会での利用方法周知	① R6.5 ② 随時 ③ 随時 ④ R7.1
免許返納対策への踏み込み 【基本方針(2)・(3)関連】	R5 効果実証調査を踏まえ、65歳以上の免許返納者等へのチョイソコ回数券交付を本格化する。	R6.4～R7.3
チョイソコ3・4号車更新 (大型ワゴン車→HVミニバン) 【基本方針(2)・(3)関連】	運行車両の小型化により、乗り入れ困難箇所の解消と、自宅前を停留所に設定できるエリアの拡大を図り、高齢者のおでかけ支援に繋げる。	R6.4～
鉄道やタクシー等も含めた地域公共交通の連携	① 町の公共交通ガイドブック(仮称)の作成(わかりやすい町外アクセスへの活用提案) ② 伊那大島駅周辺リデザインの研究 ③ 中学3年生の総合学習授業への協力	① R7.2 ② R6.4 ～R7.3 ③ R6.5～9

7. 目標指標(単位:人)

系統名	乗客数実績(R5)	目標乗客数(R6)	参考: R5 目標値
M3 部奈線	6,909	6,970	7,000
M6 上片桐・大島通学便	9,173	9,250	8,000
M7 生田線	8,832	8,910	8,000
チョイソコまつかわ	4,894	6,000	7,000
合計	29,808	31,130	30,000

令和6年度 松川町地域公共交通対策協議会会計 予算書(案)

歳入合計	71,460,000 円
歳出合計	71,460,000 円
差引残額	0 円

1 歳入

款	項	目	節	本年度	前年度	比較	説明
1負担金				71,460,000	71,523,000	△ 63,000	
	1負担金			71,460,000	71,523,000	△ 63,000	
		1負担金		71,460,000	71,523,000	△ 63,000	
			1負担金	71,460,000	71,523,000	△ 63,000	町負担金
2繰越金				0	0	0	
	1繰越金			0	0	0	
		1繰越金		0	0	0	
			1繰越金	0	0	0	前年度繰越金
3諸収入				0	0	0	
	1諸収入			0	0	0	
		1雑入		0	0	0	
			1雑入	0	0	0	
歳入合計				71,460,000	71,523,000	△ 63,000	

2 歳出

款	項	目	節	本年度	前年度	比較	説明
1運営費				203,000	220,000	△ 17,000	
	1会議費			113,000	150,000	△ 37,000	
		1会議費		113,000	150,000	△ 37,000	
			1報酬	113,000	150,000	△ 37,000	委員報酬
	2事務費			90,000	70,000	20,000	
		1事務費		90,000	70,000	20,000	
			11需用費	50,000	50,000	0	事務用品
			12役務費	40,000	20,000	20,000	振込手数料
2事業費				71,257,000	71,303,000	△ 46,000	
	1事業費			71,257,000	71,303,000	△ 46,000	
		1事業費		71,257,000	71,303,000	△ 46,000	
			8旅費	52,000	52,000	0	先進地視察・研修等
			11需用費	375,000	576,000	△ 201,000	時刻表印刷
			12役務費	144,000	148,000	△ 4,000	自動車税、ひかり電話
			13委託料	70,686,000	70,527,000	159,000	運行委託、車両リース、システム
			18備品購入費	0	0	0	
3予備費				0	0	0	
	1予備費			0	0	0	
		1予備費		0	0	0	
			1予備費	0	0	0	
歳出合計				71,460,000	71,523,000	△ 63,000	

令和6年6月12日

(名称) 松川町地域公共交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1-1 南信州地域の公共交通の現状及び南信州地域交通問題協議会との関わり

南信州地域（以下「当地域」という。）は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（以下「14市町村」という。）から構成されており、中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷の南部に位置し、総面積 1,929 km²のうち約 86%を森林が占めている。また、盆地のほぼ中央を流れる天竜川沿いに河岸段丘が広がり起伏に富んだ地形が形成されている。このような地形的特徴を持つ当地域での主な移動手段は専ら自家用車であり、それに伴い公共交通の需要は年々減少している。

しかし、自家用車を運転できない高齢者や、高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことが当地域にとって喫緊の重要課題のひとつとなった。こうした課題の解決には、市町村の枠を越えた公共交通の維持・確保が必要であることから、当地域の 14 市町村を中心に、道路管理者、公安委員会等の行政機関と公共交通事業者、福祉事業者、環境関連団体、公共交通利用者等が一堂に会し、「南信州地域交通問題協議会」を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく法定協議会として設立した。その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして「南信州地域公共交通総合連携計画」を策定したが、平成 26 年の活性化再生法の改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成を進めるために、平成 28 年 3 月に「南信州地域公共交通網形成計画（以下「南信州網形成計画」という。）」を策定し、その後令和 3 年 6 月より「南信州地域公共交通計画」を策定した。

本計画は南信州の目指すべき目標を達成するための具体的取り組みを示すために策定し、効率的な路線の運行を行っている。

1-2 松川町の現状と公共交通の必要性

松川町は東西に長く、町の中心を南北に流れる天竜川により河岸段丘が形成されている。松川町には大きく分けて天竜川東側の山間部に位置する生田地区、中心部を含む大島地区、その北側に位置する上片桐地区の 3 地区がある。中心部に商店街、ＪＲ駅、公共施設が集中するが、それぞれの地区から中心部までの距離が遠く、河岸段丘により形成された起伏の多い地形のため移動の負担が大きく、公共交通の維持が必要である。

かつては、路線バスや福祉バスの運行を行ってきたが、運行区域や利用者が限定されていたことから、平成 20 年度に地域公共交通活性化再生事業（調査事業）に着手し、2～3 年の実証運行を経て、平成 23 年度に大島循環（M8）・上片桐循環（M2）・生田線

（M7）・部奈線（M3）の運行を開始、平成 24 年度には生田循環峠部奈線（M4）・生田循環中山柄山線（M5）の運行を開始した。その後も、通学利用向けの上片桐大島通学便（M6）の運行改善や小中学生向けの通学定期券無料化等の取組により、通学需要の高い路線系統は一定の利用者数を確保してきた。しかし、デイトタイム運行の循環バス 4 系統（M2・M4・M5・M8）については、その利用が減少の一途を辿ったため、町ではデマンド交通の導入を検討することになり、令和 2 年 1 月から生田地区でデマンドタクシーの実証運行を開始した。コロナ禍の影響もあり本格運行の適否が判断できない状況が続いたが、令和 3 年度に町内在住の高齢者 2,000 人を対象としたアンケート調査を実施。その結果を踏まえ、令和 4 年 12 月の松川町地域公共交通対策協議会において、循環バス 4 系統を置き換える形で町内全域にデマンド交通を導入することを決定した。

こうした状況を経て、令和 5 年 3 月末で大島循環（M8）・上片桐循環（M2）・生田循

環峠部奈線（M4）・生田循環中山柄山線（M5）は運行を終了とし、令和5年4月からデマンド交通「チョイソコまつかわ」の運行を開始した。これに加え、朝夕の通学利用が多い時間帯は引き続き路線バス3系統（M3・M6・M7）を運行し、交通弱者の利用実態に応じた規模の公共交通を提供している。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

目標値（系統ごとの乗車人数）

系統名	R5 実績	R6 目標 (R6.10～R7.9)	R5 目標(参考)
【M3】部奈線	6,909 人	6,970 人	7,000 人
【M6】上片桐大島通学便	9,173 人	9,250 人	8,000 人
【M7】生田線	8,832 人	8,910 人	8,000 人
チョイソコまつかわ (デマンド交通)	4,894 人	6,000 人	7,000 人
計	29,808 人	31,130 人	30,000 人

※ R5 実績は、R5.4.1～R6.3.31の集計。

- ・ M3 部奈線、M6 上片桐大島通学便、M7 生田線は、通学利用が殆どを占めることから、町内小中学生数の増減率を参考に目標を設定する。（R5＝984人→R6＝993人）
- ・ チョイソコまつかわは、後述の利用促進策を実施することで対前期比＋1,000人超の利用増に繋げる。

（2）事業の効果

JR 飯田線の伊那大島駅および上片桐駅を公共交通の要衝とし、昼間はデマンド交通、朝夕はコミュニティバスにより松川町全体を網羅する公共交通を維持することにより、公共交通空白地域の解消と地域にあった交通体系の構築を図ることができる。

また、デマンド交通は非固定ダイヤ型区域運行とすることで、利用者は自宅と目的地の間を直接往来できるようになり、高齢者を中心にこれまでバス停まで行くことが困難だった人たちが公共交通を移動の手段として選択できる環境を提供できる。

これらを以って、松川町が第5次総合計画に掲げる、基本方針4「安心して安全な住みよい暮らしづくり」の実現に寄与する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

系統名	内容	時期	実施主体
チョイソコ まつかわ	運賃改定（こども運賃） これまで年齢に関係なく 1 乗車一律 500 円だったところに、小中高生 250 円を設定する。	R6. 4～	松川町 運行事業者
全路線	こどもや子育て世代向け利用促進策 ① チョイソコ通信 SCHOOL 版の発行 ② 保育園行事等でのチョイソコ活用 ③ 定時路線で対応できないニーズの発掘 ④ 学校保護者説明会での利用方法周知	① R6. 5 ② 随時 ③ 随時 ④ R7. 1	松川町
チョイソコ まつかわ	免許返納対策 令和 5 年度に実施した「高齢者の免許返納の促進に向けた地方公共団体による対策の効果実証調査」の結果を踏まえ、65 歳以上の免許返納者等を対象としたチョイソコ回数券交付申請（22 回分/年）を本格導入する。	R6. 4 ～R7. 3	松川町
チョイソコ まつかわ	チョイソコ 3 号車・4 号車の車両更新 運行車両の小型化により、乗り入れ困難箇所の解消と、自宅前を停留所に設定できるエリアの拡大を図り、高齢者のおでかけ支援に繋げる。	R6. 4～	松川町・ 運行事業者
全路線	鉄道やタクシー等との連携 ① 町の公共交通ガイドブックの作成 ② 伊那大島駅周辺リデザインの研究 ③ 中学 3 年生の総合学習授業への協力	① ～R7. 2 ② ～R7. 3 ③ ～R6. 11	松川町

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

部奈線 … 伊那バス株式会社
 上片桐・上大島通学便 … 伊那バス株式会社
 生田線 … 伊那バス株式会社
 チョイソコまつかわ … 丸茂自動車有限会社・伊那バス株式会社

詳細は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を参照。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス全路線について、その運行に係る費用総額 71,460,000 円のうち、松川町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、運行事業者から月次で乗降者数報告を受け、数値指標による進捗管理および評価を実施する。 ・利用客に対し車内で聞き取り調査を実施する。（不定期） ・デマンド交通については、予約システムにより行先や利用者年齢等の利用状況を随時分析する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 20 年 7 月 3 日	協議会設立
平成 29 年 6 月 1 日	運賃（定期券）改定について協議
平成 30 年 5 月 31 日	生活交通確保維持改善計画の承認
	高校生の通学定期券を全路線へ導入決定
令和元年 5 月 28 日	平成 30 年度公共交通再編支援事業結果報告
	運行経路変更について（デマンド運行）
令和元年 9 月 24 日	デマンド運行について実証実験（令和 2 年 1 月開始）の承認
令和 2 年 8 月 27 日	デマンドタクシー実証運行期間の延長について承認
令和 4 年 1 月 24 日	松川町公共交通の見直し（町内全域フルデマンド化）について協議
令和 4 年 6 月 2 日	令和 4 年度事業計画（町内フルデマンド化に向けた準備着手を含む）について承認
令和 4 年 12 月 22 日	M8 大島循環・M2 上片桐循環・M4 生田循環峠部奈線・M5 生田循環中山柄山線の令和 5 年 3 月末運行終了を承認
	令和 5 年 3 月末で運行終了する路線に代わるデマンド型乗合自動車（チョイソコまつかわ）の令和 5 年 4 月運行開始を承認
令和 5 年 2 月 17 日	前回の協議内容を踏まえ生活交通確保維持改善計画変更の承認
令和 5 年 6 月 12 日	チョイソコまつかわ普通旅客回数運賃の新設を承認
令和 6 年 1 月 18 日	チョイソコまつかわ小人運賃の新設を承認

19. 利用者等の意見の反映状況

協議会構成員に住民及び利用者の代表が含まれており、定期的にバス停設置やダイヤ変更等について協議を行っている。

- ・ H26 年 4 月 上片桐循環通学便について大島地区への路線変更を実施。
- ・ H27 年 4 月 上片桐循環通学便について大島地区への増便を実施。
- ・ H29 年 10 月 住民アンケート実施(約 3,400 世帯)。
- ・ R2 年 10 月 小中学生向け定期券を無料化。
- ・ R3 年 4 月 回数券の車内販売を開始。(役場窓口での販売のみから改善)
- ・ R3 年 7 月 松川町住民移動実態調査を実施。
- ・ R5 年 3 月 大島循環、上片桐循環、生田循環峠部奈線、生田循環中山柄山線の運行終了。
- ・ R5 年 4 月 チョイソコまつかわ運行開始により町内全域フルデマンド化を実装。
- ・ R5 年 8 月 チョイソコまつかわ回数券の販売を開始。
- ・ R6 年 4 月 チョイソコ 3~4 号車の小型化により乗り入れ困難箇所を縮小。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県下伊那郡松川町元大島 3823

(所 属) 松川町役場 まちづくり政策課

(氏 名) 大橋 良平

(電 話) 0265-36-7014

(e-mail) seisaku@town.matsukawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

○松川町地域公共交通対策協議会規約

平成20年6月3日

告示第46—1号

改正 平成25年4月1日告示第35号

平成30年5月31日告示第30号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため、松川町地域公共交通対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を長野県下伊那郡松川町元大島3823番地松川町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通網形成計画及び生活交通確保維持改善計画(以下「網形成計画等」という。)の策定並びに変更の協議に関すること
- (2) 網形成計画等の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 網形成計画等に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長各1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長

が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 松川町長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 町内公共的団体に属する者
- (5) 国及び県の関係機関の職員
- (6) 道路管理者、公安委員会、学識経験者
- (7) 運転者の組織する団体
- (8) その他協議会が必要と認める者

2 役員の任期は、次のとおりとする

- (1) 前項に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体等の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、残存期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理人の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の総意をもって決するものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第7条の2 会長が会議の目的である事項が軽易なものであると認める場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合において、会議の目的である事項につき委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の協議会の決議があったものとみなすことができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、松川町まちづくり政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、町からの負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めて委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年6月3日から施行する。

附 則(平成25年告示第35号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第30号)

この規約は、平成30年6月1日から施行する。